総務文教常任委員会記録

【所管事務調査】

令和2年2月6日

【開催日】 令和2年2月6日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時から午後0時14分まで

午前10時58分(休憩) 午前11時11分(再開)

【出席委員】

委員長	河	野	朋	子	副委員長	伊	場		勇
委員	奥		良	秀	委員	笹	木	慶	之
委員	中	岡	英		委員	長名	川名	知	司
委員	Щ	田	伸	幸					

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小	野	泰	副議長		矢	田	松	夫
----	---	---	---	-----	--	---	---	---	---

【執行部出席者】

総務課長	田	尾	忠	久	総務課総務係長	岩	壁	寿	恵
総務課総務係主任主事	田	島	正	秀	総務課庁舎耐震対策室長	臼	井	謙	治
下水道課主査	小	路	弘	史	建築住宅課主査	石	田	佳	之
建築住宅課建築係長	Щ	本	雅	之	建築住宅課建築係主任技師	長	尾	祐	輔

【事務局出席者】

事務局次長	石 田 隆	議事係長	中	村	潤之介
-------	-------	------	---	---	-----

【審查内容】

- 1 所管事務調査 市役所本庁舎耐震改修事業の進捗状況について
- 2 所管事務調査 市役所利用者駐車場について

【会議の概要】

・市役所の本庁舎の耐震改修工事の進捗状況と市役所利用者駐車場について、 現状について説明があり、質疑を行った。

【主な質疑】

1 市役所本庁舎耐震改修事業の進捗状況について

≪臼井総務課庁舎耐震対策室長から、資料の説明≫

- ・1ページ目が現在の工事工程表で、仮使用申請を提出するために作成したものである。
- ・2ページが建築確認申請に対して交付された確認済証で、当初、工事請負契 約に係る議決のあった10月30日までに確認済証が交付される想定であっ たが、実際は12月16日であった。
- ・3ページから5ページまでが建築基準法の抜粋で、6ページから34ページ までが確認済証が遅れたことに対して、県から発出された通知書と指摘事項 であり、大変タイトなスケジュールとなったが、受注者と様々協議を重ねて これからの進捗を管理していくとのこと。
- ・1月末時点での出来高は始期における準備工に充てられた期間があったため 0.8%にとどまり、2月末での出来高見込みは5%であった。
- ・35ページから49ページまでは消防計画と仮使用申請に使用する図書で、工事が進むと既存不適格等内部の改修に着手する。階段部分等に設置してある防火設備については、工事箇所を順次変えながら改修していくため、通常時、非常時ともにその都度経路に変更が生じ、2月22日からエントランス階段に仮設間仕切りを設置予定である。今月中にも、仮設トイレを本館西側に設置し、3月から本館トイレの全面改修に着手する予定である。庁内における利用に様々変更が生じるため、掲示、表示を変更する等をし、利用者や職員にお知らせをして、一層安全な施工に努めていく。
- ・当初設計と建築確認申請は指摘事項がいろいろあり、本館から別館に行く2階の渡り廊下は、スラブ上に通路があり、その建物全体の強度を出さないとスラブの上に上屋を建てることができず、計算書全てを出さない限り、既存不適格ではなくて違法建築物となり設計の中で認めることができないことから途中で断念した。
- ・主な変更点は、1階、2階、3階の防炎垂れ壁の量は、県の指摘の中で数量 を増加した。本館3階の照明避難誘導灯も増加した。別館新築排煙窓の倒れ 向きを外から内側へ変更した。別館新築の建具の高さと別館新築の地盤改良 が設計強度の変更により3本増加した。

以上の説明があった。

奥良秀委員 渡り廊下は、事前に市から出すときには確認はできなかったのか。 臼井総務課庁舎耐震対策室長 設計段階において、県と何度も協議を行った。

現状、屋根がない状態は好ましくないと思っており、老朽化対策の設計 事務所であるK構造とも話をしながら、法の解釈に基づいて更新できな いかなどの協議を県ともし、設計に加えていた。しかし、建築確認申請 を出したところ、認められないという話に変わっていった。

- 奥良秀委員 最初は県と設計会社と話をしていたが、建築確認を出したところ やっぱり認められなかった。何のために打合せをしたのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 我々もそういう思いを持っているが、法の解釈 であり、審査機関が最終的には決定する。協議の上で設計がまとまって 提出に至ったが、最終的には認められなかったということである。
- 山田伸幸委員 説明されたことを文書でもらえないのか。いきなり出されても よく分からない。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 後ほど用意する。
- 山田伸幸委員 建築確認がなかなかできなかったっていうのは、市の公共工事 でよくあることなのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 建築確認を民間の審査機関に出すことも、最近 はスタンダードになってきていると思うが、民間の審査機関は県の手数 料よりもはるかに高いため、県に提出することとした。公共の施設とい うことで非常に細部にわたって見ていただいたが、少し遅れがちになる ということはある。
- 山田伸幸委員 何度も適合かを決定できない旨の通知書が出る。改修しては次 のところが出てという繰り返しだったのか。一遍に指摘されるんじゃな いのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 全ての指摘事項が出そろうと修正がしやすかった面もあるが、膨大な資料を付けて出すため、設計者の意図と審査機関の考え、お互いの理解が得られるのに非常に時間が掛かった。
- 山田伸幸委員 建築設計事務所は耐震改修の実績がある業者なのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 藤田建築設計とK構造研究所に設計をお願いしており、K構造研究所は本庁舎の平成3年の改修のときにも携わってお

- り、藤田建築設計は長門市役所の新築のIVにも入っている。
- 山田伸幸委員 今回は新築ではなくて改修であるが、携わったことはないのか。 臼井総務課庁舎耐震対策室長 耐震改修の設計の実績についてちょっと手元に ない。調べて、また回答を差し上げる。
- 山田伸幸委員 何回も県からの指示が出ていたが、市はどう対応したのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 業者に任せていたわけではなく、業者と建築住宅課の建築士、私も同席して、なかなか建築確認済証が下りないことについて、どこに問題点があってどういう対応をしたらいいかを県の担当課と話していた。
- 奥良秀委員 時系列が分からないが。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 全て聞き取りがメモできてはいないが、宇部土 木建築事務所とも最終的に話をして、どういう経緯だったかというメモ は一応ある。
- 奥良秀委員 協議の内容で、いろいろな問題が起きて最終的には建築確認申請 が時間的に少しずれたのなら、それを出してもらわないと、私たちは何 も分からない。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 この経緯が全てを表しているわけではないが、 協議して提出したいと思う。まず、口頭で説明をさせていただく。
- ≪以下、時系列を口頭説明≫
- ・ 7月19日:消防協議等も経た上で建築確認申請を提出。市役所の建築主 事がおり、提出窓口は市。
- ・ 7月29日:市と消防を経由した上で県に書類が届いたが、構造計算書の 添付なし。
- ・ 8月 2日:県に構造計算書を提出。県の担当課から、どのように進める 計画か分からない図面が含まれていると指摘。具体的には、 居室・非居室の整合、法規のチェックが現状のチェックか改 修後かが読み取れないなど。これらを細かく判断できる資料 に訂正してほしいとのこと。法規計算がオッケーなっている が計算式が図面と相違しているんじゃないか、法律の整理が できていないのではないかとの指摘。以上から、県としては

明確な指摘が困難と判断。

- 8月 8日:1回目の指摘。既存不適格調査の作成が追加で必要となる。
- ・ 9月 3日:一部修正が提出されたが、不適格調書の作成に伴う図面修正 が追加で必要になる。
- 5日:2回目の提出。
- ・10月 3日:3回目の修正指示として、藤田建築設計の設計した部分について、修正図面を基に具体的な指摘が出た。K構造については、修正するも整合性がまだ取られてないとのことから、意図が違う修正になっているとの指摘。
- ・ 21日:藤田建築設計については、県はおおむね指摘どおり修正と判断。K構造については修正により、内容が深まってきたことで、更なる指摘確認事項が追加される状況に。4回目、外階段についての指摘確認事項が出た。
- ・11月 1日:K構造に対しては、県から口頭で修正に対する認識を確認。
- 5日:藤田建築設計の修正図面が提出され、県が受理。
- ・ 8日:県との協議がなかなか進まないこともあり、これ以上確認済 証が下りることが延びてはいけないということで、10月時 点では、市のほうから確認申請の内容から落としてもらうよ う設計事務所にお願いしていたが、渡り廊下の取扱いについ て、本工事の対象外となる。
- ・ 13日: K構造の修正が充実されたが、既に本会議の議決を受けて1 週間以上が経過したであったため、現地での修正も念頭に、 県からは口頭及びPDFで、修正箇所、図面に赤線を入れつ つ、更に明示された指示が出た。
- 20日:K構造による修正。
- 26日:構造に対しての修正指示。
- 29日:6枚目の適合しない旨の通知。
- ・12月 6日:7回目の指示で、県の建築主事の確認と更なる修正の指示。
- 12日:県が確認事項をK構造に伝達。
- 13日:K構造が修正対応。

- 16日:確認済証が下りた。
- 河野朋子委員長 今後は、事前の資料として出してもらいたい。
- 笹木慶之委員 2回目までは理解できるが、その後の6回の軽微なことがたく さんある。事業をする場合、これが通常と思うか。
- 石田建築住宅課主査 審査機関や建築主事によるため一概には言えないが、多 いのは確かである。
- 笹木慶之委員 設計会社と本市の担当職員との関係がきちっと手続的にチェックをしながら進んでおれば、通常、経験からしても、こういうことはあり得ないのではないか。もっと反省すべき点があるのでは。
- 田尾総務課長 正直言って予想外のことで、なぜそのようになったのか疑問である。ただ、話を聞く限り、決して何か怠慢があったというようなことではなく、しっかり審査した結果このようなことになったという報告だったため、これ以上何もできなかった。
- 笹木慶之委員 防火シャッターの件とかは非常に軽微な問題で、なぜこんなのがチェックできていないのかという問題が数項目ある。改修工事についてはいろんなことが想定されるので、専門的見地に立って、よく市長が使われる「チーム」、山陽小野田というチーム力でもってチェックを掛けて進める努力をもっとしてほしい。
- 田尾総務課長 遅れてしまったことは事実で、これから巻き返すように頑張り たい。不慣れな点があったことはおわびしたい。今遡れば、そのように しておったほうがよかったなとも思うので、今後は注意して事に関わら せたい。
- 笹木慶之委員 本庁舎整備事業の建築主体工事、機械設備工事で、この図面は 契約に基づいたもの全てか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 工事工程表にあるのは、仮使用申請等に使うためにまとめた工事工程表で、建築主体工事と機械設備工事の内容がほとんどである。議決を頂いたものとは別に、電気設備工事も契約しているので、その内容はここには全部入っていない。
- 笹木慶之委員 第1期工事の工程が全て入っているということか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 そうである。

- 山田伸幸委員 追加工事、設計変更、申請とかで、追加で必要となった予算は あるか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 まだ、金額の精算は至っていない。
- 中岡英二委員 初期の設計から変更があったということで文書化するということだが、耐震化に及ぼす影響があるものも文書化できるか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 構造に影響を与えるようなものはない。影響を与えたら、最初からやり直しになる。先ほど来の軽微な指摘は、結果的には確認申請は遅れたが、軽微であれ指摘を受けて修正したことによって、施工図等に反映されて、施工上はスムーズにいくという効果もある。
- 中岡英二委員 確かにそうかもしれないが、指摘されて返ってきて、何か影響 はないのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 耐震の構造計算に影響を与えるものはない。
- 中岡英二委員 先ほど本館から別館への渡り廊下が対象外と言われましたが、 これはどういういきさつで。
- 奥良秀委員 先ほど、今思えばそうしとけばもっとよかったと言われたが、全然体制ができてないのに、こういうふうな工事を始めている。設計会社だから、スペシャリストが一生懸命設計を作ってやっていると思う。市の建築住宅課が同レベルで、最低でも確認を全部できていれば、渡り廊下の違法建築は普通に考えて分かるはず。何で分からないのか。この図面を全部、市の担当者どなたか1人でもいいから、100%分かっているのか。
- 石田建築住宅課主査 当市は特定行政庁ではないので、大型建築物の確認申請 を受け付けていない。そのため、法令を見慣れている者がいないため、 100%確認するのは、ちょっと難しいのが現状である。
- 奥良秀委員 業者からどうしたらいいかという問合せがあったら、どう対応されるのか。また、営繕以外のことはどうされるのか。さらに、建築主事でも分からないことはどうされているのか。
- 石田建築住宅課主査 業者から聞かれるのは、法令上のことじゃなくて施工上 のことが多いんで、それに対しては答えることができる。営繕以外のこ とについては、今の都市計画課に建築主事がおり、そちらに相談に行か

れている。そこでも分からない場合は、県とかに相談に行くようになる。

- 奥良秀委員 だから、軽微なことは分かるが、そうじゃないことは分からないとなって待たせて、時間がずるずる延びると。待った分、工期を延ばしてくれるんですか。そうじゃない部分があったでしょう。まだ昔の体制でやっているっていうことを指摘したい。何か変わったのか、メンバー的にも技術的にも。
- 石田建築住宅課主査 メンバーは替わっていない。今、募集を掛けて新しい人 が来てくれるように望んでいる。
- 奥良秀委員 結局、変更等々がまた起きるんじゃないのかなと、理科大のとき のように。これも抜けていたとかあれも抜けていたとか。老朽化のとこ ろ以外のところは、100%できると断言できないのか。
- 石田建築住宅課主査 正直言うと断言はできない。チェック体制としては、今回出た成果品を建築係全員で図面を回して確認して、少しでもミスがないようにしている。
- 笹木慶之委員 騒音の問題については、できるだけ支障がないようにとのこと だが、どんな配慮をされているのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 この工事において、解体にはつり作業が重なるような最も騒音がするものは、土曜日を予定している。付近住民の皆様へ、施工業者も既に2回にわたってチラシを800件余り配り、御挨拶回りをして、御迷惑を掛けることを申し上げて回っている。
- 笹木慶之委員 今回は居ながら工事で、厚狭公民館とは違う。中で執務しながら我々だけの問題じゃなしに、一般のお客さんが来ておられる。この程度の騒音は容認事項だと思うか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 居ながら工事のため、騒音が室内にある程度響 くことは当初から考えていた。
- 奥良秀委員 職員の環境や体調を考えてもらい、明るさで体調を崩されないような工夫をしてほしい。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 体調の変化についてはちょっと考えたい。現在 は養生しているので、お昼休み中に中庭側の窓を開けて空気の入換えを しようとしている。

- 山田伸幸委員 8月9日の入札結果は不調。第2回入札額が10億3,800 万円で、予定額よりオーバーしていたのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 そのとおりである。
- 山田伸幸委員 2 社あるが、もう1 社は3回目には進めない金額であったということか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 たしか3回目の札をお持ちでなかったことで辞 退が出たと記憶している。
- 奥良秀委員 10月10日の入札で決定し、議会の議決を経たが、確認申請が なかなか下りず、入札後に確認申請が下りたという流れになっていると 思う。入札前の工期と今後の工期はどう変化してくるのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 確認済証が遅れたことで、工期にどの程度の影響があるかは、今、言明が非常に難しい。受注者の責に帰すものではないため、工期に影響があれば、最終的に発注者の責任として対応したい。予定していた確認済証の下りる期間が一月半程度延びたが、その期間は、本来準備工に充てられる期間で、大きな影響が出ているとは思っていないが、工程会議をしながら業者の御意見も聞いて判断したい。
- 長谷川知司委員 準備期間だからそんなに影響ないと言われるが、業者として は材料を早く発注しとかないと来るまで時間が掛かる。その発注ができ ないことを分かっているのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 確認済証が下りていないから、施工図が描き上 げられない。そこには影響があったと認識している。
- 長谷川知司委員 5年前ぐらい、合併特例債を使うときに、最後は相当工事が 一杯になって大変ですよと言った。総務部長は当時企画部長だったが「大 丈夫です、どねえかします」と言われた。その結果が今これである。後 日、回答を聞きたい。今回これだけ設計が遅れた理由。なぜ、これだけ 設計事務所を小さく分けたのか。逆に、業者の力がないなら大きい設計 事務所でやるべきだと思うが、そういう見通しがなかったのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 個人的には同感である。大きな工事の中で多岐 にわたる設計を一つの会社でいきめのいく形が取れなかったか。大きな プロジェクトを立ち上げるときには、今後の反省点として、更に大手の

設計会社にお任せすべきという検討もあるんだろうと思う。

- 長谷川知司委員 小まめに安くすることで、今回のような結果になっていると常々言っている。プロポーザルにしても、基本設計をした業者が設計意図をきちんとつかんでいるのに、実施設計はまた別途入札で別業者になると、設計意図がきちんと伝わらなくなる。ちっちゃいところを削って大きいところを損するという根本的な姿勢を直さないと、同じことが起こってしまう。理科大もそうである。設計については、基本から最後まで1本に出すというスタンスを持たないと、何回も同じようなことをしてしまう。これは意見として言っておく。それと、工事をされているから自転車や二輪が結構増えている。その置き場を確保しているか。災害が起こったとき、庁舎の中の避難経路がどのようになっているか、分かりやすく表示されているか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 現状、まだ誘導灯等の改修あるいは表示の変更 をしていないが、防火設備の改修に着手するので、誘導灯の向きの変更 を掛けたい。
- 長谷川知司委員 いざ火災や地震が起きたとき、正面玄関に殺到して大丈夫か。 市民を誘導する職員の訓練をしているのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 火災予防としての組織、自衛消防体制としての 組織の一応定めがある。しかし、実際に災害が起こった場合に備えて、 職員の教育、対応が十分でないという指摘は真摯に受け止め、今後考え ていきたい。
- 山田伸幸委員 予防管理組織のところで避難誘導班が企画部になっているが、 1階で出火して避難が始まっているときに、2階にその部署があるのは どうなのか。出火場所によっては、柔軟に変えていくほうがいいのでは。
- 田尾総務課長 企画部が仕切って行うので、各課の誰々にお願いするように配置している。
- 奥良秀委員 工期がどうなるか、今の段階では分からないという発言があった。 進捗状況で2月には5%、令和3年の3月末か2月末か分からないが、 100%になると。建築住宅課の方が工程会議に出られていると思うが、 妥当と思うか。

- 石田建築住宅課主査 現場サイドとしては厳しいだろうと聞いている。妥当で はないとは思っている。
- 奥良秀委員 令和2年1月31日に国土交通省土地建物産業局建設業課長が出した公共工事の円滑な施工確保についての中で、適切な工期設定と書いてある。先ほど来からいろいろな不具合がある中で、建築確認申請等々が予想よりも遅れたと。工期もちょっと厳しいんじゃないかというお話もあった。では、業者から、「こういうことがあったのでもう少し工期について柔軟に対応してください」と言われた場合には、市はどのような対応を取られるのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 工期の延伸については、先ほど申し上げたよう に非常に現段階で申し上げられないという状況である。
- 奥良秀委員 建設をされる受注業者としては、こういうことがあったのに間に 合わせなくちゃいけない。人的な配置やお金の問題などが出ると思うが。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 先ほど申し上げたとおり、今般の確認済証が遅れたことについては、発注者責任として対応していきたい。
- 奥良秀委員 ということは、やっぱり発注者に責任があったと認めているのか。 臼井総務課庁舎耐震対策室長 受注者に責任がないと申し上げている。
- 奥良秀委員 ならば何を責任取るのか。こういう問題が出ているんであれば、 工事とは別で、精査をもう始めてもいいのではないか。
- 石田建築住宅課主査 今回の確認申請が遅れた原因については発注者側の責任 であるため、発注者と受注者は対等な立場において、受注者のほうに、 確認申請の遅れを取り戻せないか、相談している。受注者から、どうし てもできないということがあれば、そのときは執行部で考えたい。
- 笹木慶之委員 そうすると、私が先ほど聞いたことと違ってくる。この図面で何を確認したかといったら、入札があって、工事図面が示されていて、こういう工事内容ですよ、工期はこうですよと。これが全てですねって言ったら、「1期全て入ってます」と言われたが、変更が起こりうるということじゃないのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 1期対策として工事の内容を示したもので、その内容が入っているかと受け取り、お返事した。現状、議決を頂いた工

事の工期に変更を加えていないので、契約の内容としては3月末までとなる。この工程に従って、仮使用申請等を出しているので、現時点で変わると申し上げられないという意味で答えさせていただいた。

- 笹木慶之委員 一つの工事の入札があって工事が進んでいる。そのことに対して内容審査をしているわけだから、工期も入っていて当然。だから、全て入ってないと。それしか言いようがない、分からんわけやから。
- 日井総務課庁舎耐震対策室長 工事工程表は目標であり予定表で、最終的にどのようになるか、それを現時点でどこまで織り込んでいるか、織り込んでいればという意味合いかと思うが、現時点ではこれが工事工程表ということで提出している。1ページ目にあるように、始期が令和元年12月としていて、建築確認申請が下りるのが予定より遅れたことがここに示されているということである。
- 長谷川知司委員 工事監理を委託されているが、この工事監理はどの種類を委託されているか。空調も一括して対応できるのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事と 全て含んでいる。
- 長谷川知司委員 建築も相当忙しいと思うので、意見として、是非この委託されている設計事務所をフル活用できるようにしていただきたい。
- 奥良秀委員 工事が令和3年3月までで終わる予定になっているが、完了できない場合はペナルティーが発生するのか。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 原因によると思う。
- 2 所管事務調査 市役所利用者駐車場について
- 山田伸幸委員 玄関付近に警備員を配置し、トラブルがないようにすべき。
- 田尾総務課長 ちょっと配置は難しいと思う。
- 長谷川知司委員 配置できないんであれば、来庁者駐車場とか矢印とか、分かりやすい大きな表示ができないのか。
- ≪臼井総務課庁舎耐震対策室長から、資料の説明≫
- ・50ページの説明。仮設を建てたことで、玄関前の駐車場、南側と北側がそれぞれ使えない状態。別館側にも別館を利用される市民の方々が止めるスペ

- ースがちょっとだけあったが、潰れている状況。
- ・51ページの説明。来庁者駐車場は77台用意していたが、工事の影響を受けて42台になっており、これが駐車の混雑が生じている主な原因。これを予測して、2キロ圏内の通勤者あるいは3キロ以内の通勤者にそれぞれ協力を要請して、駐車場が総台数で126台減ったところを賄おうと動いている。
- ・52ページと53ページの説明。庁舎管理規定で、駐車場も総務課が所管する事務として対応をしていく予定。
- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 近隣の自治会あるいは関係者、市民の皆様へ通知をしたり、ホームページで協力をお知らせしたり、班回覧によってお知らせをした。しかし、まだ足りず、現在も混雑が続いているため、更に手だてを講じる予定である。
- 長谷川知司委員 50ページの図面で、北側の図面が違う。実際はもっと仮囲いが入って、侵入してきた人は、北側の奥の駐車場がなかなか分からず、 来庁者は玄関前しかないかと思ってしまう。そういうことをきちんと表示しないといけないのではないか。

田尾総務課長 何らかの手だてを考えたいと思う。

≪田尾総務課長から、資料(50ページの図面と51ページの表)説明≫

- ・耐震工事前の駐車可能台数について、来庁者用は従来77台、公用車は71 台、職員用の駐車可能台数は314台、合計462台駐車可能。
- ・工事開始後は、工事ヤードを取ったため来庁者用は35台減り、議員駐車場の6台を含む42台。公用車の駐車台数は、位置が変わったが71台のまま。職員用は91台減り、223台。合計で336台が駐車可能な状態。
- ・市役所本庁勤務の職員数は382人。総務課に届け出ている自動車登録台数は347台で、市議会議員も含め、また2台登録しておられる方もおり、実際の数字とは不一致。
- ・126台に減った駐車場を確保する方策として、①庁内の職員にできるだけのノーマイカーのお願いをしたこと。②昨年の5月に、通勤距離が2キロ未満の職員に、車両の通勤制限のお願いをしたこと。③昨年の10月から、本庁舎の本館、会議室の予約を、総務課への届出制に変更して、外部参加者が

15人以下の会議のみの開催としていること。④昨年の12月に、通勤距離が2キロ以上3キロ未満の職員に、車両の通勤制限の協力を依頼した。しかし、一部協力を得られず、市民から駐車場がないとの苦情が相次いだことから、通勤距離が2キロ未満の職員で、実際にまだ車に乗ってこられていた一人一人をチェックし、直接依頼し協力を得た。通勤距離が2キロ以上3キロ未満の職員で、実際に車に乗って来ていた23人を、スマイルキッズ奥側の駐車場と日の出保育園に協力してもらい3台、旧小野田保健センターに9台確保し、そちらに移動していただくようお願いし、水道局駐車場には総務部を中心として14名を移動させ、合計127台分の駐車場を確保した。

- ・2月10日の月曜日から共済会館の右側にある来庁者用駐車場の北側に12 台、お客様用の駐車場を確保する予定。これで苦情が来るようであれば、次 の策を考える。
- ・議員用駐車場として、会議のあるときは、警察署に協力していただき10台 確保したため、合計16台。残りは、ノーマイカーの御協力をお願いしたい。
- 長谷川知司委員 市役所の北側に来庁者用駐車場があるが分かりにくい。表示 をきちんとしてほしい。それと、市民病院の駐車場の空きは調べたか。
- 田尾総務課長 何らかの方策を考えたい。また、市民病院は、協力を依頼した が、午前中は一杯であるのため断られた。
- 奥良秀委員 50ページの図面は、多分工事用である。本来、来庁者のために 市側がきちんと整備するのが筋だと思うが。

田尾総務課長おつしゃるとおりである。

奥良秀委員 駐車場の確保が難しいということで一つ案だが、議員は議員で縦列駐車をしていけばいいかと思う。出たいときには事務局へ電話して対応すれば、幾らでも議員は止められると思う。意見として、職員も、やはり住民のサービスを考えないといけない状況だと思うので、是非とも縦列駐車を敢行していただきたい。

長谷川知司委員 職員の自転車とバイクの置場をきちんと確保されているか。 田尾総務課長 職員は、共済会館の前に全て移動させたいと思っている。 伊場勇副委員長 警備員の配置は、なぜできないのか。

- 臼井総務課庁舎耐震対策室長 工事に関しては、この度の請負工事費の予算であるが、工事の影響がない一般のお客様駐車場に誘導員を付けることになると、別の予算で対応せざるを得ない。今その予算がないため、すぐにできないだろうと考える。誘導員がなくても十分なお客様駐車場を確保する方向で調整し、看板等で誘導していくことで対応したい。
- 伊場勇副委員長 そういった対策を取るということだが、山口銀行側の入り口から入っていって、もう車が右往左往している。予算の話もあるが、市民サービス向上であれば、もっと臨機応変にするべき。
- 田尾総務課長 理解はできるが、どうしたらお金を掛けずにこれを解決できる かを考えると難しく、予算なくしてどうにかしたいとは思うが、御期待 に応えられるかどうか分からない。
- 山田伸幸委員 事故が起きたときの管理責任を問われたときに、今のような体制でどのように対処されるのか。
- 田尾総務課長 管理責任はあると思う。
- 山田伸幸委員 これは急いでしないと、市が管理責任や事故の責任まで問われたときに、大ごとになると思う。きちんと誘導員により誘導していかないと、社会問題にもなりかねない。既に、いろんなところで苦情が出ている。予備費を使うとかいろいろ手はあろうかと思うが、是非早急に取り組むべき課題だと考える。執行部内で協議されていないのか。
- 田尾総務課長 持ち帰り協議させていただく。
- 河野朋子委員長 本日の付議事項2点について、進捗状況などを聞いたが、まだまだこれで全て解決したような感じはない。今後の課題もあるので、 進捗状況については随時報告してもらいながら、問題点などを委員会と して取り上げていく必要があると思う。引き続き、この件については委 員会として調査していくということで、本日の委員会を終了する。

令和2年(2020年)2月6日

総務文教常任委員長 河 野 朋 子